

令和3年度

第10回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和3年 4月12日(月曜日) 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条許可指令書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
報告事項	和歌山市農業委員会における行政ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する規程について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	非農地通知について

出席委員（19名）

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 1 番 | 湯川 徳弘 | 1 1 番 | 廣井 伸多 |
| 2 番 | 辻本 傑 | 1 2 番 | 大河内壽一 |
| 3 番 | 笠野喜久雄 | 1 3 番 | 曾根 光彦 |
| 4 番 | 山本 茂樹 | 1 4 番 | 岩橋 章 |
| 5 番 | 藤田 城司 | 1 5 番 | 丸山 勝 |
| 6 番 | 古川 祐典 | 1 6 番 | 中尾 友紀 |
| 7 番 | 土橋 ひさ | 1 7 番 | 坂東 紀好 |
| 8 番 | 谷河 績 | 1 8 番 | 吉川 松男 |
| 9 番 | 吉中 雅三 | 1 9 番 | 岩橋 章博 |
| 1 0 番 | 中村 弘 | | |

出席職員

農業委員会事務局

- | | |
|-------|-------|
| 局 長 | 奥谷 知彦 |
| 課 長 | 中村 保 |
| 副 課 長 | 山本 哲也 |
| 班 長 | 藤田 誠一 |
| 事務主査 | 西森 和子 |
| 事務主査 | 肥田 敬之 |

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは、第10回農業委員会総会を開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、現在、マスクの着用、手指の消毒、室内の換気などの対応を行っていますが、さらなる感染リスク軽減の観点から、総会時間の短縮を図るため、報告事項の説明を割愛させていただき、議案の審議から始めさせていただきます。ご理解、ご協力をよろしく申し上げます。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） 本年度最初の総会となります。よろしく申し上げます。ただいまより、第10回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る3月29日、笠野委員、土橋委員、中村委員、大河内委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、湯川委員、辻本委員に申し上げます。

それでは、議案の審議から始めさせていただきます。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が2件ありました。対象農地は、田のみで面積は2,255㎡です。遊休農

地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については、P23の議案第4号農用地利用集積計画No.11、同じくP27のNo.20で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で2件ありました。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

No.1申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から南東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため

第2種農地に該当します。申請人は・・・を手がける株式会社であり、利便性の高い申請地を分譲住宅とするため、転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 2申請地は紀伊地区・・・、紀伊駅から南西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を手がける株式会社であり、利便性の高い申請地を分譲住宅とするため、転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 3申請地は西和佐地区・・・、紀伊風土記の丘カースクールから南西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を手がける株式会社であり、利便性の高い申請地を分譲住宅とするため、転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 4申請地は西山東地区・・・、伊太祁曽駅から北約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。今後の営農の利便性等を考慮し、耕作地に近い申請地に住宅を新築するため、転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No. 5申請地は、小倉地区・・・、小倉小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は近隣で・・・を営む法人であり、申請地を従業員用の駐車場として使用するため、転用申請するものです。

No. 6申請地は、安原地区・・・、三田小学校から南西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内での規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は近隣の・・・を営む会社の・・・であり、業務拡大による従業員用駐車場として使用するため、転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしています。また、No. 1、2、3については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので大河内委員さん報告願います。

◆12番（大河内壽一） No. 1について報告致します。

3月29日笠野委員、事務局職員とともに現地調査並びに事情聴取を行いました。また、・・・の・・・が参加されました。これについては、問題なく幼稚園、小学校が5分以内のところでありまして、隣は、約一年前に許可した住宅が完成している。近隣農地の影響については、隣接の農地がないので問題ないと思います。水利については、紀の川左岸の許可を得ています。特に問題はないと思われませんが、委員皆様の慎重な御審議よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いてNo. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中村委員さん報告願います。

◆10番（中村 弘） No. 2について報告致します。

3月29日土橋委員、事務局職員とともに

に現地調査後、・・・と・・・さん・・・さんに事情聴取を行いました。申請者は譲受人・・・、・・・、和歌山市・・・、譲渡人は2名で・・・、・・・、和歌山市・・・番地・・・、もう1名は、・・・、・・・、和歌山市・・・番地です。

申請地は2筆で和歌山市弘西字埜木887-1、田、293㎡、権利は所有権譲渡人・・・、もう1筆は和歌山市弘西字埜木888-1、田、887㎡、権利は所有権譲渡人、・・・さんで合計1,180㎡また2種農地、紀伊駅より500mです。質問事項で法人概要は・・・年・・・月・・・日設立、資本金・・・円、・・・を行っています。転用計画の概要は申請地より紀伊小学校、幼稚園まで徒歩で10分足らずの位置にあり、紀伊駅やバス停にも近くまた病院もあり子育て世帯が生活しやすい場所で、申請地を造成し分譲地6戸分として販売する計画です。近隣の農業への影響はコンクリート擁壁を設置し、土砂等が流出しないようにし、三方は家に囲まれ、一方南側は、水路道路を挟んで向う側に農地があり何ら影響はないと思われます。用水路への影響ですが汚水雑排水は各戸合併浄化槽を設置、また雨水は各敷地内で集水し5戸で3ヶ所で東側水路へ放流し南側1戸は南側水路へ放流します。藤崎井と弘西地区水利組合に同意を得ております。資金計画は、自己資金・・・円 融資金・・・円 事業に要する費用・・・円 完成予定日は許可をもらってから1年です。譲渡人が売却に至った理由ですが譲渡人である・・・さんも・・・さんも今後営農を続けられるか検討していた所、・・・よりお

話があり譲渡した様です。以上で報告を終わります。特に問題は無いと思われませんが委員皆様の慎重な御審議よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いてNo. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので土橋委員さん報告願います。

◆7番（土橋ひさ） No. 3について説明します。当許可申請について3月29日中村委員、事務局職員とともに現地調査及び事情聴取を実施しました。

申請地は和歌山市岩橋1300番地、1,157㎡、同1301番地、1,133㎡の2筆です。転用目的は分譲住宅用地とのことです。転用実行者は・・・です。転用に至った理由ですが、譲渡人の・・・は・・・を過ぎており耕作を続けていくことは無理だと考えておりました。譲受人は申請地の周囲は宅地で近くに幼稚園、郵便局等があり住環境に適していると考えました。転用計画ですが、周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂等が流出しないようにします。汚水は各戸に合併浄化槽を設置し、計画道路に布設する排水管へ流入させ、北側公共水路へ放流します。雨水についても合流式で汚水同様、北側公共水路へ放流します。年内に造成工事を行い来年春には家が建つ計画です。

以上のことから、当許可申請について特に問題は見当たらないと思われれます。皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が26件ございました。賃借権が1件、使用貸借権が25件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 1からNo. 22については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 23については、実質的な農地中間管理事業での再設定、No. 24からNo. 26については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が50,858㎡、畑が4,891㎡、合計面積が55,749㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が4件あり、面積は田が8,095㎡、畑が2,452㎡、合計面積が10,547㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。令

和2年11月27日、安原地区本渡（10件、14筆）を松尾推進委員と、令和2年12月1日、和佐地区禰宜（17件、38筆）を井口推進委員と、令和3年1月28日、山口地区湯屋谷、北別所、谷（14件、30筆）を小栗推進委員と、令和3年1月29日、紀伊地区弘西、北野（14件、29筆）を丸山委員、藤原推進委員と、令和3年2月24日、岡崎地区井辺、神前（19件、25筆）を曾根委員、和田推進委員と、令和3年2月25日、西山東地区伊太祈曾、奥須佐、境原、頭陀寺（9件、36筆）を吉中委員、中筋推進委員と、令和3年3月12日、西和佐地区岩橋、栗栖、鳴神（17件、26筆）を金谷推進委員と、令和3年3月18日、小倉地区下三毛、上三毛、東田中（23件、37筆）を吉川委員、高倉推進委員と、令和3年3月23日、雑賀地区田野（12件、28筆）を貴志推進委員とそれぞれ現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書18件の提出がありました。面積は、畑が36筆で、計19,683㎡になります。No. 1からNo. 18について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第10回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会